



令和7年12月17日
航空局・近畿圏・中部圏空港課

関西エアポート(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第29条第2項に規定する空港運営権者である関西エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第32条第2項において準用する空港法第16条に基づき、本日(12月17日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 関西国際空港

2. 申請者 関西エアポート株式会社

3. 料金の上限 第2旅客ターミナルビル(国内線)
出発・到着旅客 各々1人あたり(消費税込) 510円

4. その他
・料金の徴収開始時期：令和8年4月1日以降の発券、搭乗分から
・料金の徴収方法：航空券の購入時に、航空運賃と同時に徴収

お問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課

03-5253-8111 山本(内線 49-638)、三谷(内線 49-619)

03-5253-8729(直通)